

建設政策

関西交流ニュース

2014年7月・8月合併号

No. 210



NPO法人建設政策研究所関西支所発行

〒540-0035大阪市中央区釣鐘町1丁目1-1・AKレジデンス（旧・谷町秋田ビル）501号室

（tel）06-6941-6058 （fax）06-6941-6115 （E-mail）nre28145@nifty.com

郵便振替 00950-0-117703 ／ 近畿労働金庫大阪中央支店・普通 5210780

／口座名：建設政策研究所関西支所

（関西支所ホームページ）http://homepage3.nifty.com/kenseiken_kansai/

も く じ

◆情報と交流

- * ヤミ献金や使途不明金の中止を……前川謙二
- * 「公契約」学習会に22団体62人参加……横山孝吉
- * 「建設職人から1億円プレーヤーを」と岩田理事長……TK
- * 新たな国土のランドデザインに注意……地域もりあげ隊

◆兵庫県佐用町視察会の報告……蚊口哲也

◆品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)の改正について……日朝洋明

【表紙の写真】 鳥居に鳥!

撮影：蚊口哲也

8月2日、田舎から遊びに来ていた母親の希望で伊勢方面へ日帰り観光に出かけた。写真は二見浦で撮影した一枚。アップで撮ると「鳥の恐竜か!?!」に見えるが、実は、夫婦岩の男岩のてっぺんにある鳥居の上で羽を広げ、はるか彼方を見つめる海鵜(ウミウ)。しばらく見ていたが5分たっても10分たってもまったく動かない。「観光客向けにポーズをとってくれてるのか～、よく仕込まれてるな～」と思ったが、なんでも海鵜の羽毛は浸水しやすく、潜水したあとは羽を広げて乾かすことが多いのだそうだ。な～んだ、魚を捕ったあとの乾燥タイムだったのか～。

ところで「鵜」と言えば、長良川などで有名な“鵜飼い”の鵜は、川鵜ではなく海鵜を飼育して使うそうだ。アユなど比較的大きな川魚を捕獲するには体の大きい海鵜のほうが有利だからだ。ちなみに、日本の鵜飼いは観光化しているが、中国の鵜飼いは今も漁業として行われていて、川鵜を使っているそうだ。



情報と交流のページ

「建設政策」2014年7月 No.156

建設政策の特集記事を読んで

ヤミ献金や使途不明金の中止を

公共事業をめぐる最大の問題は、政官財による「鉄のトライアングル」であり、指名競争入札を悪用した工事受注の談合と政治家の天の声にありました。

1992年頃、大手建設会社「H」の「政治献金」は1,640万円でしたが、使途不明金は政治献金額の150倍を超える約25億円、ヤミ献金額は政治献金の100倍を超える約18億円にのぼると検察の調査で明らかにされました。これは契約・入札制度の改善をすすめるキッカケになりました。

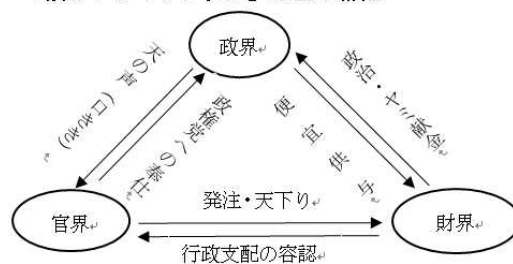
今年7月発行の「建設政策」7月号に掲載されていた「公共工事費増大への急転換」と「日建連への4.7億円もの献金を請求」問題は、またもや建設業界を“ブラック化”させ、鉄のトライアングルを活性化させることにならないのではないかと、そのことへの警笛を鳴らすものであります。

国と地方公共団体の公共事業費などから建設業界ヤミ献金や使途不明金が生み出されることを中止させ、国民本位の福祉・生活密着型公共事業の推進や、地域建設業への安定的な工事発注施策の確立が、いま求められていると思います。

前川謙二（会員・元大阪府職員）



「鉄のトライアングル」の基本構造



1992年度・大手建設H

政治献金	約 1,640 万円	1 倍
使途不明金	約 25 億円	152 倍
ヤミ献金額	約 18 億円	109 倍

参考：全建大阪府「第21回建設技術発表会論文集」平成6年6月
『公共事業の契約・入札制度も改善を考える』P.385～394

7.18『公契約』学習会 ～福岡県直方市の事例を学ぶ～ に22団体62人が参加。

7月18日(金)、「公契約法の実現をめざす懇談会（公契約懇談会）」と「NPO法人 建設政策研究所・関西支所」との共同で、「今こそ公契約条例の制定で、労働者の適正な賃金と中小企業の経営を守れー福岡県直方市の事例を学ぶー 7.18『公契約』学習会」を、福岡県直方市の公契約条例策定審議会委員として係わった、津田久則氏（国土交通労組）を講師にお招きして、大阪市中央区の「エルおおさか（府立労働センター）」で開催しました。

3月に兵庫県三木市で公契約条例が制定されたこともあり、当日は、22団体62名の参加者が熱心に聞き入っていました。

基調報告では、公契約懇談会より、2009年に千葉県野田市で日本で最初の公契約条例が制定され、現在、全国で11自治体にまで広がっている状況と、公共工事設計労務単価が昨年と今年に大幅に引き上げられる中で、条例がその効果を発揮した事例が報告されました。一方、全京都建築労働組合が昨年

2009年台風9号災害の復旧・復興事業に関する兵庫県佐用町視察会の報告

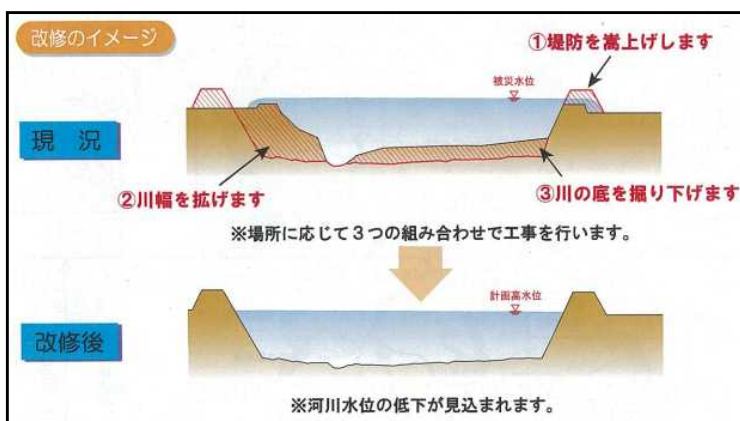
NPO建設政策研究所 関西支所 事務局長 蚊口哲也

6月13日(金)、建設政策研究所関西支所、関西ブロック生活関連公共事業推進連絡会議、国土交通労働組合近畿地方協議会の三団体は、2009年台風9号災害の復旧・復興事業に関する兵庫県佐用町視察会を取り組みました。佐用町が甚大な被害を受けてから5年が経過しました。復旧・復興事業も完了に近づいていると聞き、その到達状況を確認するために企画した今回の視察会には、主催三団体等から11人、地元から5人の計16人が参加し、県担当者による事業説明の後、堤防補強、輪中堤、二線堤などの完成現場を視察しました。

県担当者による千種川水系緊急河道対策事業の概要説明

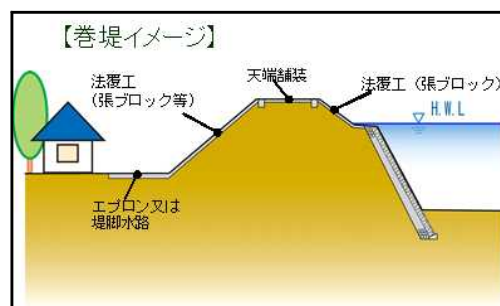
視察会のはじめに、佐用町円光寺地区にある町営施設「笹ヶ丘荘」にて、県の復興事業担当者から「千種川水系緊急河道対策」に関する事業説明を行って頂きました。その概要は次のとおりです。

◆2009年台風9号による降雨は佐用において過去最大を記録。県が進めてきた千種川改修計画の想定雨量を大きく上回った。その意味では、既改修計画が目標にしている洪水（1/17=17年に1回の確率で降る雨によって発生する洪水）を上回る洪水が発生したとしても、それに耐える改修が望まれるところだが、すでに完成している下流部からの再改修を行うには膨大な時間と費用が必要なため、今回の緊急河道対策事業では下流の流下能力に見合う「計画規模1/17」で実施することを基本としている。なお、佐用川では過去から何度も洪水被害が生じていることから、今回の事業では原型復旧にとどまるのではなく、①堤防嵩上げ、②川幅拡幅、③河床掘削の三つの改修方法を場所にに応じて組み合わせることを基本方針として進めている。（図「改修イメージ」参照）



◆「計画規模1/17」での改修であるため、再び台風9号と同様の雨が降れば、計画高水位を越えたり、越水するなどの状況は起こり得る。甚大な被害発生が想定される区間には「巻堤(まきてい)」(図「巻堤イメージ」参照)を施して“壊れにくい”あるいは“壊れるまでの時間を遅らせる”ことを目指した堤防補強を実施している。

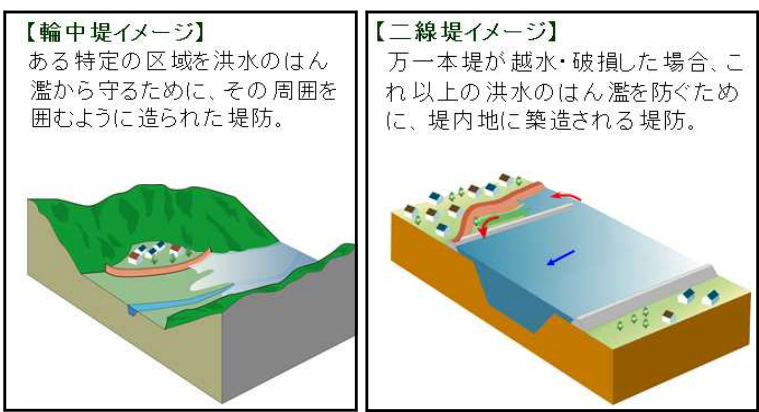
◆また、越水の恐れが高い箇所では、人家に対する被害を軽減させる方策として「輪中堤(わじゅうてい)」や「二線堤(にせんてい)」を実施している。（図「輪中堤」「二線堤イメージ」参照）



◆千種川、佐用川にはオオサンショウウオが生息しており、産卵巣穴のための寄石工を護岸のところどころに設けたり、なるべく多自然型川づくりにも配慮した改修を行っている。

◆堤防護岸について、基本的に張ブロックを使用しているが、平福地区については石積護岸としている。これは当地が利神城（りかんじょう）の城下にある宿場町で、歴史的景観形成地区となっているためであり、一部の石積護岸には御殿屋敷跡の発掘調査の際に出土した石垣の石を再利用している。

◆緊急河道対策事業による改修延長は約55km、事業費は約500億円である。5年計画の事業で2014年度完了を目指しているが、用地取得や工事調整の影響などで進捗はやや遅れている。5年間という短い期間で、しかも、財政再建のため予算・人員の制約のあるなかで延長55kmに及ぶ改修事業を行うのは厳しいものがあるが、数百万m³にのぼる残土処理、仮置場確保など地元の皆さんには相当ご協力いただき、ここまで進めることができています。



【輪中堤イメージ】

ある特定の区域を洪水のはん濫から守るために、その周囲を囲むように造られた堤防。

【二線堤イメージ】

万一本堤が越水・破損した場合、これ以上の洪水のはん濫を防ぐために、堤内地に築造される堤防。

現地視察 ～山々の深い緑の中に白いブロック護岸の帯～

佐用町視察会 行程

- ①笹ヶ丘荘 → ②久崎地区 → ③真盛地区
→ ④佐用市街地 → ⑤長尾地区 → ⑥平福地区

緊急河道対策 (L=54.59km)	
①災害復旧助成事業 (約300億円)	
・千種川工区 (佐用町久崎～東徳久)	L=10.97km
・佐用川工区 (佐用町久崎～延吉)	L=17.91km
・庵川工区 (佐用町平福～桑野)	L=7.00km
・大日山川工区 (佐用町上月～西大畠)	L=2.76km
計	L=38.64km
②災害関連事業 (約21億円)	
・大日山川 (佐用町小日山)	L=2.39km
・幕山川 (佐用町本郷～大垣内)	L=2.77km
・江川川 (佐用町東中山)	L=0.79km
計	L=5.95km
③災害復旧等関連緊急事業 (約138億円)	
・千種川 (上郡町大枝新～佐用町久崎)	L=10.00km



【久崎地区】

久崎地区では、堤防の嵩上げ、巻堤（余裕高護岸・舗装）による堤防補強、川幅の拡幅などが行われていました。また少し下流の千種川と佐用川が直角に合流していたところは、ふたつの川がスムーズに合流するように改良されていました。私たちが視察した場所の丁度対岸は数件

の家屋と自然堤(山裾)でしたが、そこもこれから拡幅工事を行うとのことでした。5年前は「狭窄部」であるがために甚大な被害を受けた久崎地区、かなり改善されていましたが、山々の深い緑のなかに、護岸の白いブロックがくっきり帯になって浮かび上がる風景には違和感を感じざるを得ませんでした。



被災直後の様子



巻堤により補強された堤防

【真盛地区】

真盛地区では、完成した輪中堤を視察しました。被災当時、この集落では10数戸が床上浸水する被害を受けました。河川改修後も同規模の雨が降った場合、集会所を含む9戸が床上浸水する危険性があるとのことで、輪中堤が2箇所整備されていました。輪中堤は“堤防”とはいうものの、想定浸水高さとの関係から高さ0.2m~1.3mのコンクリート擁壁で造られていて、集落への出入口部分の遮水は耐水パネルを落とし込む形式でした。私たちが視察している際に通りがかった地元の老人は「パネルが重たすぎる。年寄り、女、子供では設置できん！」と声を荒げておられました。おそらく1枚20kgほどだと思いますが、それを4枚設置する必要があります、たしかに老若男女を問わずいかなるときでも対処できる工夫・配慮が必要だと感じました。



腰高ほどの輪中堤

【佐用市街地】

被災当時、佐用中心市街地は濁流が溢れ、2m近く浸水しました。4本の橋脚に流木などが衝突したり堆積したことで洪水のせり上がりが生じた佐用大橋は、橋脚が1本のスマートな橋に架け替えられていました。また、あちこちで崩壊していた堤防も、一部施工中の箇所もありましたが、コンクリートとブロック積みによる堤防に造り替えられていました。



改修された佐用中心市街地の護岸



旧佐用大橋

←新くなった佐用大橋
(完成2014.4)

【長尾地区】

長尾地区では二線堤を視察しました。現地に到着してもどこに堤防があるのかわかりませんでした。道路際のガードレールの基礎のように見える擁壁が堤防だと聞き驚きました。想定浸水高さをクリアするには道路面から0.5mほどの立ち上がりでよかったためにこのような擁壁型になったとのことで、これが堤防だと聞かされなければ誰も気がつかないような“第二の砦”の二線堤でした。



ガードレール基礎のような二線堤

【平福地区】

平福地区は、江戸時代に因幡街道有数の宿場町として栄えたところで、宿場町の面影を残す街道沿いの町並みは歴史的景観形成地区に指定されています。その街道沿いの町並みも被災当時は高さ1.5mほど浸水し、町のすぐ横を流れる佐用川の堤防は完全に崩壊していました。事業説明で聞いていたように、この地域の堤防改修には自然石の石積護岸が採用されていました。かなりコスト高になったとのことですが、コンクリートやブロック積み護岸よりは、はるかに景観にマッチしていました。



石積護岸(左側が発掘された石垣の再利用)

意見交換会 ～5年前のシンポに感謝。しかし問題も多く残っている。～

現地視察を終えた後、道の駅「宿場町ひらふく」にて地元の皆さんとの意見交換会を行いました。地元からは▼「5年前の被災のとき、皆さんにシンポジウムをやっていただき、佐用川の狭窄部の問題、直角合流部の問題など多くのことを学んだ。当初、県は川幅の拡幅は必要ないと言っていたが、シンポのあと署名運動が持ち上がり、県に要請した結果、改修計画が大幅に見直された。大変感謝している。」▼「しかし、指摘のあった山の管理（倒木や間伐材の放置など）の問題は今のところ何も変わっていないし、佐用川・千種川の支流や奥のほうの地域は復興事業の対象になっておらず、手がついていないなど、問題も多く残っている。」との状況報告や、▼「県の河川復興室は旧佐用土木事務所の建物内



にあるが、復興事業が終了したら廃止・撤退すると聞いている。いざと言うとき防災行政の専門家が居ると居ないのでは大きな違い。引き続き地元に住んで欲しい。」などの声も出されました。

ソフト面での防災対策に関しては▼「久崎地区では3階建の町営住宅が新築されたが、その2階部分に集会所が設置され、そこが避難所として機能するように整備された。」と、地域の要求であった“身近なところに避難所を”が実現したとの話しがあった一方で、



▼「避難所に指定されていた学校や保育所が統廃合で無人になってしまい、周辺の地元は不安になっている。」とまったく逆の話もありました。また▼「5年前は避難勧告の発令が遅かったことが問題になった。それを教訓に、早め早めの勧告が出されるようになると、今度は“空振り”に対する不満・不信が出始めている。」など地域での具体的な防災体制構築の難しさも出されました。

感想 ～まとめに代えて～

千種川水系河川の復旧・復興事業は5年間と聞いていたので、工事はほぼ完了していると思っておりましたが、現時点で用地買収9割、工事進捗7割程度だということでした。南から北へ千種川沿いを佐用町へ向かう途中、上郡町あたりから川幅拡幅や護岸工事の施工中箇所がありましたし、今回の視察箇所でも今から拡幅工事に着手するところもありました。完了までには少なくとも今年度一杯はかかるのでしょうか。

5～6年で延長55kmをほぼ全面的に改修するという事は、相当困難なことだったろうと思います。被害調査、測量、概略設計、詳細設計、地元説明、用地取得、工事発注手続、工事施工、等々…、地元の皆さんの協力も含めて、事業の各段階で携わられた方々のご苦勞は大変なものだったろうと察します。関係者の皆さんのもうしばらくのご奮闘に期待をし、エールを送りたいと思います。

ただ、素直に感想を述べると、①安さ早さが求められるのは分かりますが、歴史的景観形成地区の平福地区以外はどこも同じ巻堤（コンクリート＋ブロック）で施工され、緑豊かな中山間地に違和感たっぷりの大きな「水路」ができてしまったような風景が残念でした。②放置されている倒木や間伐材が洪水の際に土砂とともに流れ出る問題に関して、県は堰堤や路網整備を行うとの方針と聞きましたが、そもそもの山の管理の問題は置き去りのようです。山の保水力向上、防災・減災の観点から山の管理や林業再生の方策を確立する必要があると思います。③千種川、佐用川の支川の改修は進んでいないと聞きました。県からすれば「支川は町の管轄だから」ということなのでしょうが、支川も含めた水系一体での安全性の向上を図るため、県もしくは国が財政や技術的支援を行う仕組み作りが必要だと思えます。

最後に、今回の視察会に参加いただいた皆さん、ご協力いただいた皆さんに感謝を申し上げ、報告とさせていただきます。……（かぐち・てつや）



広島市



福知山市

この夏、福知山市や丹波市、広島市など、台風や集中豪雨による災害が多数発生しました。謹んで犠牲者の皆様のご冥福をお祈り致しますとともに、被災者の皆様にお見舞い申し上げます。

<http://thepage.jp/detail/20140822-00000026-wordleaf>

<http://www.asahi.com/articles/photo/AS20140817001097.html>

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正について

関西ブロック生活関連公共事業推進連絡会議
事務局長 日朝 洋明

(1) 改正品確法等3法案成立

国は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の一部改正法案を5月29日に成立させました。同改正法と一体で審議された「公共工事の入札及び契約の適正促進に関する法律」（入札契約適正化法）と「建設業法」の改正法も同日で成立させました。概要は下図の通りです。

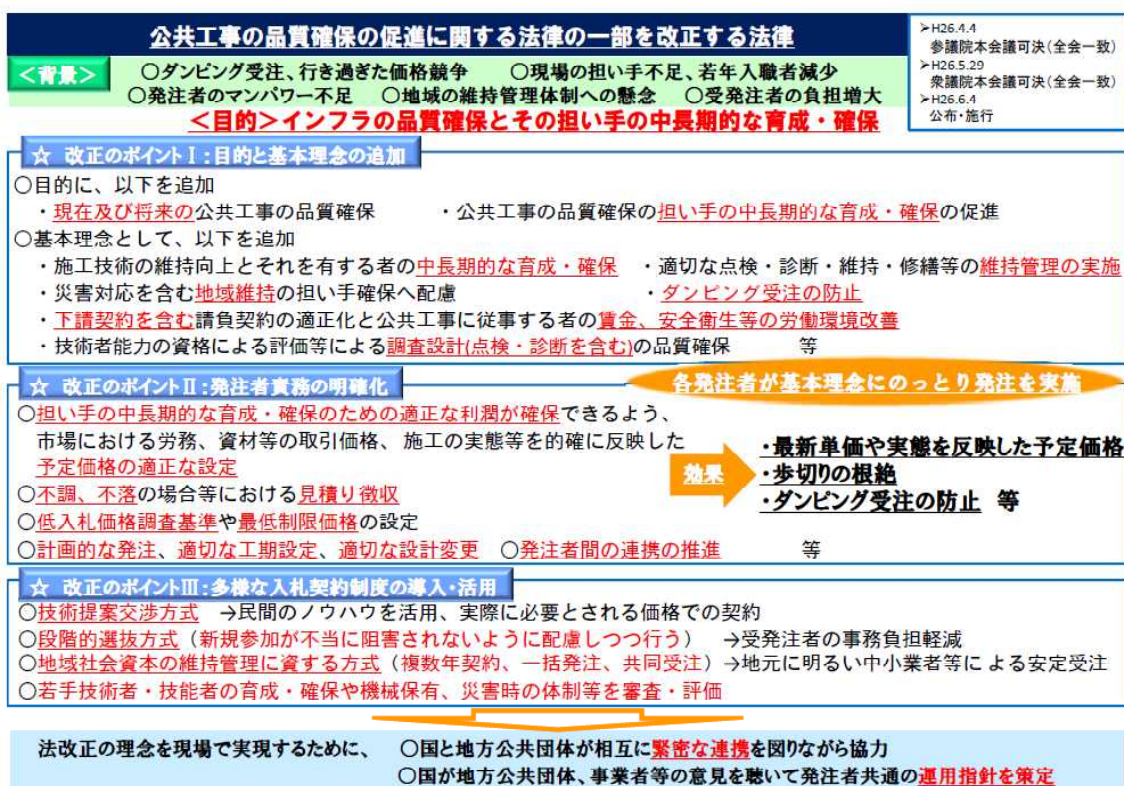


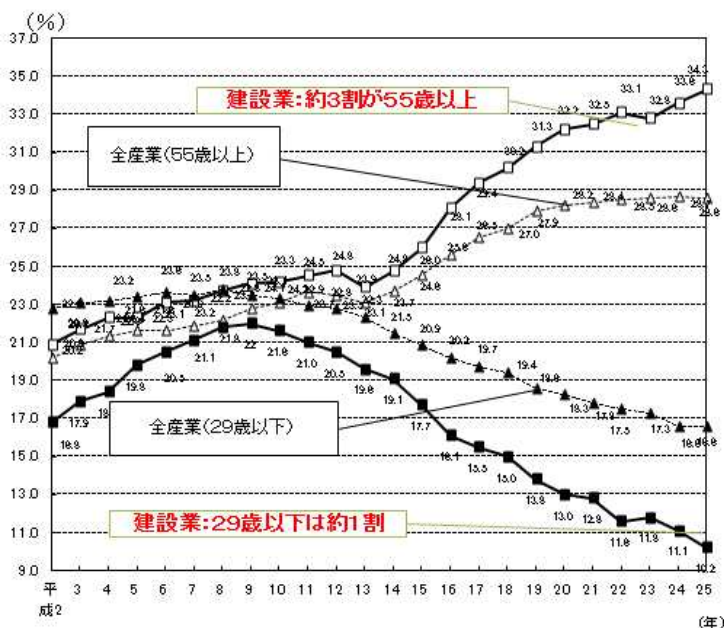
図 国土交通省作成の改正品確法の概要

(2) これまでの入札制度改革

日本の公共工事の入札制度は、明治33年から一般競争入札が原則でしたが、粗悪業者も多かったことから**指名競争入札**で行われてきました。しかし、平成5年のゼネコン汚職、日米構造協議やWTO（世界貿易機関）への加盟もあり、まずは大規模工事から一般競争入札が導入されるようになりました。今では原則一般競争入札になっていますが、公共工事の縮小などもあり、近年はダンピングが激化し下請けの専門工事業者や現場労働者にそのしわ寄せがきていました。これまでの入札制度改革は、不正をなくし発注者の裁量を減らすことを主眼におかれてきたため、特に自治体では予定価格の事前公表もそうした観点から導入されてきました。2005年には品質確保法が制定され、世界の国と同じように価格以外の要素も加味されるようになりましたが、すぐには定着せず、度重なる災害などもあり、政府は技術力のある地域建設業者を維持するためにも、価格だけでなく技術力等も評価する総合評価入札方式を拡大してき

たところですが。その結果、落札率も上昇しダンピング対策としての一定の効果を上げてきました。しかし、未だ賃金や処遇改善には結びついておらず、建設業界自体の魅力も薄れ、若者離れも進んでいることから、今回の改正では、『担い手確保の促進』と『公共工事の品質確保の促進』を目的の改正にいい、国や業者に『適正な価格』を支払うよう求めています。

(3) 改正品確法の内容 「適正な価格」「適正な利潤」確保を法律に明記



新しい品確法では、旧品確法を抜本的に改善し、「値段以外の要素」を適正に評価し「適正な価格」を保証するような制度の作成方針が明記されています。

第2条『基本理念の改正』では、公共工事の品質を確保するには、技術の維持向上が図られ中長期的に担い手が育成し確保され、将来にわたり社会資本の維持管理まで適切に行えるようにしなければならないとうたわれています。

第4条『発注者の責務の改正』では、施工者が担い手確保のために『適正な利潤』が確保できるよう労務や資材については実態にあった価格で積算するよう強調されています。

第5条『受注者の責務の改正』では、受注者は下請け契約時に適正な額で締結するよう求めています。また、技術者育成・確保並びに賃金その他労働条件の改善も求めています。

ただ、中身的には、賃金は施工者などの経営体力の維持が必要という考えを強く感じさせる内容になっています。そのほか、完成後の公共施設に対して適切な維持管理を求める条文などを追加し、全体として発注者に新たな責務を課した条文が目立つ内容になっています。

(4) 改正入契法、改正建設業法について

改正入札契約適正化法は、法律の柱に「ダンピング防止」を追加し、国交省は同法にもとづく入札契約適正化指針を改定し、具体的な措置を規定しています。また、これまで下請け契約の総額が3000万円以上（建築は4500万円以上）の公共工事に限っていた施工体制台帳の提出・作成義務の範囲を全ての公共工事に拡大しています。

さらに、改正建設業法では、政府には建設業の将来の担い手を育成する責務があることが明記され、「入契法」にダンピング対策を行うことが明記されています。

今回、複数の関係法が議員立法と政府提出によって改正されており、品質と担い手確保は「国策」として進めていくことになりました。また、ダンピング防止と「適正利潤」が法律に明記されたことは、発注者に意識改革を促す内容になっています。

(5) 課題と展望

今回、品確法を含めた3法の改正は、地域の防災力の向上、将来の担い手確保には、適正利潤を確保した元下契約を求め、発注者には適正な価格での積算を義務づけ、将来にわたり地域の建設業者、労働者が維持していこうとしています。この法の目的が達成されるようにするに

は、建設業界全体の意識改革が必要です。さらに社会保険加入が労働者に広がっていない現状からも、業者任せの指導には限界があり、中小建設業者や建設労働者自らも運動により、「社会保険の適用」「適切な賃金」について定義を明らかさせていくことも必要です。そして、法改正に至った社会の状況からも、いま、発注者、ゼネコン、専門工事業者、中小建設業者、労働者・労働組合が互いに協力することで、建設業界の悪循環を打開できることに確信をもち、建設業界全体で奮闘することを呼びかけます。(……ひあさ・ひろあき)

経過と予定

- 07.04(金) 第3回理事会(関西支所)
- 07.07(月) (東京)研究委員会(建設プラザ東京)
- 07.09(水) 第16回関西建設研究・交流集会 分散会座長会議(関西支所)
- 07.13(日) 第16回関西建設研究・交流集会(神戸市勤労会館)
- 07.13(日) シンポ「ほんまにええのTPPパートⅡ」(国労会館)
- 07.16(水) (東京)第3回理事会(建設プラザ東京)
- 07.16(水) 第11回地方議会議員研修会 第8回(拡大)企画運営会議(関西支所)
- 07.18(金) 公契約懇談会学習会(エルおおさか)
- 07.21(月) 防災まちづくり報告集会(グリーン会館)
- 07.24(木)～25(金) 第11回地方議会議員研修会(京都テルサ)
- 08.01(金) 第5回運営委員会(関西支所)
- 08.18(月) (東京)研究委員会(全日自労会館)
- 09.05(金) 第6回運営委員会(関西支所)
- 09.25(木) (東京)第4回理事会(建設プラザ東京)
- 10.03(金) 第4回理事会(関西支所)

建設人・9条の会(関西)



7月1日、安倍内閣は「海外で戦争する国」への道を開く、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を強行しました。「限定的」とか「国民を守るため」とかいろいろ言っても、他国の戦争に首を突っ込んで武力を行使することに変わりはありません。日本国憲法がめざす「戦争をしない国、日本」のあり方を根本から変える暴挙です。

安倍首相の「強い日本を取り戻す」という意味は、「富国強兵」、つまり「天皇を戴く軍国主義の日本」を「美しい日本」と描き、強い軍事力を得るための経済力を備えるという独特の国家観からきているそうです。かつて軍需産業が経済を支えた時代がありました。4月に「武器輸出三原則」が撤廃されたのも、なるほどなはずけす。

ところで、巷では三つの「新暴走族」がウワサになってるそうです。
①危険ドラッグ運転者、②都構想盲進の橋下氏、③解釈改憲の安倍首相
どんな暴走族も国民の迷惑にしかならない点で共通です。(K)

